

理事、監事及び評議員の報酬等について

公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金
理事長 大澤 正 明

公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金定款（以下「定款」という。）第16条及び第30条に基づき、すべての理事、監事及び評議員に対し報酬等を支給しないものとする。

なお、報酬等とは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定するものであり、定款第16条及び第30条に定める費用は報酬等を含めない。

【公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金定款（抜粋）】

第4章 評議員

（評議員に対する報酬等）

第16条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 役員

（報酬等）

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。